

広島県選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、神石高原町選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十八年十月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
総合交流センター・じんせきの里	神石郡神石高原町高光 2117 番地 10	平成 28 年 10 月 11 日